

基本所得についての予備的な考察

Preliminary Discussion on Basic Income Policy

石垣建志

抄録

本稿の課題は、ベーシックインカムあるいは基本所得と呼ばれている政策構想について、簡単なモデルによって、大づかみにその特徴を明らかにし、今後の研究方向を探ろうとするものである。第1に、基本所得の導入によって労働供給が減少し、所得の減少が起きるだけでなく、長期的には貯蓄率低下によって、一層の所得の減少が生ずる可能性のあることを指摘した。第2に、短期的に生産要素が不完全稼働となっている場合には、失業が存在する下では、労働供給の減少を通して、いわば見かけ上失業を減少させることを指摘した。第3に、労働供給とリスクの関係について試論を示した。基本所得政策については、一般均衡モデルによる分析がさらに必要であることと、個別の政策目標に対して、補助的な政策と基本所得との相乗効果についての実証的および理論的研究が必要であるという、2点を確認した。

1 はじめに

本稿の課題は、ベーシックインカムあるいは基本所得と呼ばれているややラディカルな政策構想について、簡単なモデルによって、大づかみにその特徴を明らかにし、今後の研究方向を探ろうとするものである¹。

基本所得は、次のような多くの問題に対して有効な万能薬と考えられているように思われる。それらは、貧困の解消、労働時間の短縮、労働の負担軽減、非経済的な活動の尊重、非効率な政府の効率化などである。したがって、関連する論考も多岐かつ膨大であり、個人による文献調査すら困難なように見受けられる。本稿においては、問題をなるべく単純化することに努力し、見通しをよくす

るという課題に限定する。

長期的均衡状態だけを考察するのであれば、さほど複雑なモデルは必要ない。もちろん、このような考察を行なおうと考えるのは、第1に、政策としての簡明さにおいて基本所得にメリットがあるように思われる。しかし、第2に、基本所得がどのような特徴をもつのか明確にしておく必要があるからである。ここでは、なるべく単純かつ素朴なモデルによって、基本所得の今後の詳細な検討の足がかりを付けたいと考えている²。

2 モデル

基本所得の特徴づけについては、無条件給付という以外には論者によって一致がないよ

1 近年の日本では、非専門家向けの著作が現われてきている。たとえば、萱野稔人他編（2007）の特集「ベーシック・インカム——ポスト福祉国家における労働と保障」、山森亮（2009）である。国際的な研究だけでなく、2000年代には国内の研究も膨大になっており、前者の一端にフィッツパトリック（2005）、ヴェルナー（2007）がある。

2 たとえば、簡単なモデルのサーヴェイとしては、Van der Linden(2002)の第1節がある。資源配分に関する規範的な論考としては、吉原/後藤（2002）がある。

うであるが、本稿においては定率所得税あるいは定率消費税を財源とすると考える。

2.1 労働供給

ここでは代表的個人である労働者の効用関数を次のように置く³。

$$u=(w_0+wL)^{1-\alpha}\left(\frac{N}{1-\alpha}-L\right)^\alpha, \quad 0 < \alpha < 1,$$

ただし、 w_0 基本所得、 w ：実質賃金率、 N ：基礎賃金が存在しないときの最適労働供給量、 L ：労働供給量とする。

$$\frac{du(L)}{dL}=0, \quad \text{これを解いて } L=h\left(\frac{w_0}{w}\right) \text{ ただし,}$$

$$h\left(\frac{w_0}{w}\right)=N-\alpha\frac{w_0}{w}.$$

このように余暇時間と実質所得とのコブ・ダグラス型の効用関数からは、主体均衡における労働時間は基本所得と賃金率の比率の減少関数となる。

2.2 長期均衡

長期的な均衡を考えたいので、1部門の単純な新古典派モデルを想定する。生産関数を $Y=AK^{1-\beta}L^\beta$ ($0 < \beta < 1$) と置く。基本所得については一般に消費税といわれている売上税方式を前提とされることが多く、ここでもそう考えるが、貯蓄についても投資支出の時点で一定の税率で課税されるから、ここでは所得時点で課税されるか支出時点で課税されるか区別する必要は無い⁴。マクロ貯蓄率 s

を一定と仮定すると、新古典派経済成長モデルから、均斉成長において資本労働比率は一定の k^* となるから、

$$w(1+t)=\frac{\partial Y}{\partial L}=\beta Ak^{*\beta},$$

$$r(1+t)=\frac{\partial Y}{\partial K}=(1-\beta)Ak^{*\beta}.$$

ただし、 $\frac{t}{1+t}$ は税率、 r は資本レンタル率、 rt と w は課税額である。

ここから、基本所得の原資である税金総額が導かれるが、他方、労働供給 L は、基本所得と実質賃金率の比率によって制約されている。

いま人口を N と正規化しておく。

$$w_0 N = tY$$

以上より、先の労働供給関数を用いて、

$$\frac{w_0}{w} = \frac{t(1+t)}{\beta} h\left(\frac{w_0}{w}\right)$$

これを解くと、 $t = \sqrt{\frac{\beta\tau}{h(\tau)} + \frac{1}{4}} - \frac{1}{2}$ 、ただし

$$\tau = \frac{w_0}{w}$$

このモデルの欠点は、貯蓄率を一定としていることであろう。基本所得が導入されれば、人々の貯蓄動機は弱まり、貯蓄率は低下するであろう。そうであれば、資本労働比率 k^* は減少し、所得はさらに低下する⁶。

2.3 短期均衡

労働集約的な第1部門と資本集約的な第2

3 余暇と所得の代替性が本質的であり、ここでは定式化の簡便さを重視している。

4 ここでは利子所得に対する課税が貯蓄に与える効果を見無視している。脚注2も見よ。

5 貯蓄率 s を資本労働比率 k の関数としても同様であり、この関数の単調性を仮定すれば、均衡 k の一意性も保障されるだろう。たとえば、利子所得が全て貯蓄されるという仮定は、このような場合の一つである。

6 このモデルは、労働者の効用関数に利子所得に対する効用が含まれていないので、労働供給者が資本所有者と別に想定されているという意味で2階級モデルが想定されていると考えられる。そう考えると資本所有者の効用が考慮されていないという点において、一般均衡モデルとは言えず、ある種の開放モデルであるといえよう。

部門からなる2部門の経済を考える。第1部門において、投入される資本量を所与の K_1 、労働量を L_1 、産出を Y_1 とし、Leontief型生産関数を前提すると、 $Y_i = \min\left(\frac{L_i}{\mu_i}, \frac{K_i}{\nu_i}\right)$ 、 $\mu_i, \nu_i > 0$ 、 $i=1, 2$ 。資本と労働の部門間移動にコストがかからないとすれば、 $L_1 + L_2 \leq L$ 、 $K_1 + K_2 \leq K$ である。第2財を労働集約的と仮定し、 $\frac{\nu_1}{\mu_1} > \frac{\nu_2}{\mu_2}$ とする。

点P、点R、点Q(Y_1^*, Y_2^*)を、 $(0, \frac{L}{\mu_2})$ 、 $(\frac{K}{\nu_1}, 0)$ 、 $\begin{pmatrix} Y_1^* \\ Y_2^* \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \mu_1 & \mu_2 \\ \nu_1 & \nu_2 \end{pmatrix}^{-1} \begin{pmatrix} L \\ K \end{pmatrix}$ とすると、2財の生産可能フロンティアは、図1の折れ線PQRとなる。と、線分PQ上においては、資本が完全稼働されており、線分QR上においては労働が完全雇用されている。

最初に、完全稼働かつ完全雇用の場合を想定しよう。すなわち、適当な選好場のもとで、労働と資本の完全雇用状態において効用が最大化されていると仮定しよう。図1の点Qは、効用水準 U^* を達成しつつ、労働の完全雇用と資本の完全稼働が達成されている状況である。このとき、基本所得が導入されると、労働供給は減少し、再び完全雇用水準に

おいて、すなわち端点解Q'において効用が最大化されているとしよう。労働供給の減少がそれほど大きくないなら、減少した労働供給の下で再び労働の完全雇用と資本の完全稼働が達成されると考えてよいであろう。

他方、図2においては、生産可能曲線である折れ線PQRと無差別曲線Uとは、端点Qではなく線分PQ上の点Q'において接しており、労働の不完全雇用と資本の完全稼働の場合である。この場合には、基本所得 w_0 を適当な水準に上昇させることによって、労働供給を減少し、完全雇いを達成することができる。

したがって、短期には基本所得は、労働供給を抑制することによって、失業を減少させることができる。また基本所得の水準を適当にコントロールすることによって完全雇いを達成できる。

この場合には、基本所得は所得を低下することなく、労働供給を減少させるのである。もし、雇用量の減少を、労働時間の短縮に帰着させるようなメカニズムが存在すれば、この基本所得の労働供給減少は、ワークシェアリングを帰結することになる。しかし、このようなワークシェアリングのメカニズムは、労働市場に自然に備わっているわけではなく、ワークシェアリングのメカニズム形成に

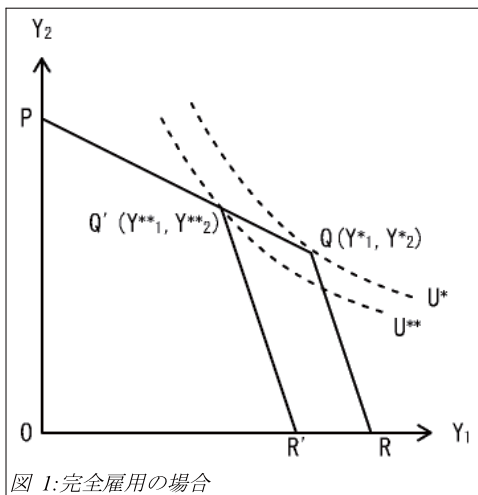


図1: 完全雇用の場合

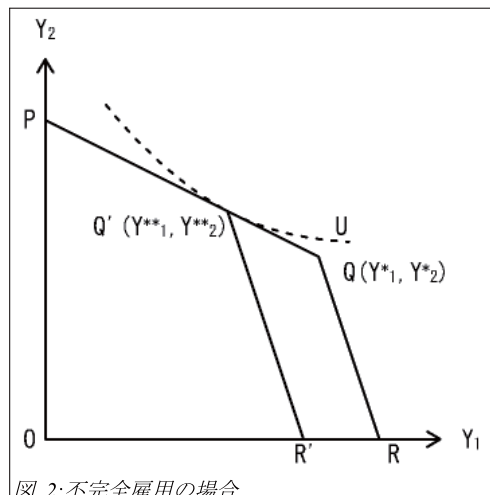


図2: 不完全雇用の場合

ついて社会的な合意が形成されていなければ、自然な労働市場は、日本やアメリカの労働市場に見られるように、雇用者には長時間労働を強いる可能性が高いように思われる。

したがって、単に基本所得の制度を導入しただけでは、より多くの非労働者とより少数の長時間労働者への分裂が拡大するだけかもしれない。この点については、人々の労働時間決定についての、より精密な研究が必要となる。その第一歩として、次に所得のリスクについて簡単な考察を行なう。

2.4 無リスク資産としての基本所得

最初にとりあげた労働時間の決定モデルは、種々の問題を無視しているように思われる。第1に、たとえば、人々は経済的利益のためだけに労働するのではないだろう。基本所得は、労働に生活の糧をもとめないような働き方を許容することに価値を求める議論も有力であろう。ただし、経済的に価値の無い活動をどのように評価するかという、根本的な問題に答える準備がないので、ここではこの問題を扱わない。第2に、基本所得以外の多くの所得がリスクを持つのに対し、基本所得はリスクの無い所得であるという区別を指摘したい。たとえば、労働のみを資産に持つ労働者を前提とすると、労働市場の環境変化、また事故や疾病、老化、社会関係資本の変化による失職や所得の変動というリスクがある。また労働以外の資産所得にも、金融市場の変化やその他の経済環境の変化によるリスクがある。基本所得の特徴を、このようなリスクの無い所得と特徴付けることができるだろう。

ここではある職業を選択したときの標準的な労働時間による所得の分散（リスク）を σ_w 、期待所得 m_w としよう。横軸を分散、縦

軸を期待（平均）所得とすると、図3の曲線OPの右下は、基本所得を導入する前の職業の分布領域を示しており、これを平均・分散職業分布と呼ぶことにしよう。期待所得の高い職ほど所得の分散が大きく、平均・分散職業分布の境界線OPは右上がりとなるだろう⁷。期待所得が高いほどリスクが通増すると考えてよいとすると、平均・分散職業分布の境界線OPは下に凹である。

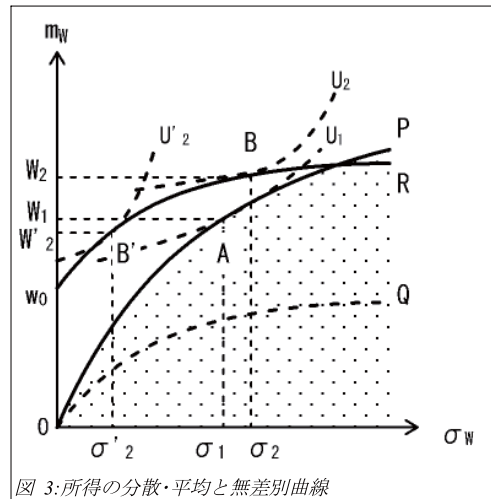


図3: 所得の分散・平均と無差別曲線

曲線OQは曲線OPを縦軸方向に $\frac{t}{1+t}$ 倍

したものであり、課税後の平均・分散職業分布の境界線を表わしている。さらに基本所得受給後の平均・分散職業分布の境界は曲線 w_0R である。

課税前の平均・分散職業分布境界線に接する雇用者の無差別曲線が U_1 であり、境界線との接点をAとする。基本所得導入後の職業の選択は、BまたはB'のようになり、それぞれ無差別曲線が U_2 または U'_2 の場合である。このようにリスクと所得に対する人々の選好場のあり方によって、点Aの職業より高リスク、高期待所得の職業を選好する点Bのよう

7 平均・分散職業分布の境界線が原点Oを通る必然性はなく、便宜的にそのように作図してあるだけである。

な職業を選ぶ場合もあるが、点B'のように低リスク、低所得の職業を選好する場合もありうる⁸。

つまり、人々は、基本所得が存在するので、安心してリスクの高い職業に就こうとするという意味での危険愛好家もいれば、あくまで低リスクの職業を選好し、確実な所得をわずかでも上積みしようとする危険回避者もいる。前者についていえば、それは多様な人々を含み得るのであって、起業家、投機家、発明家、芸術家、ギャンブラーなどを含みうる。もし基本所得導入後に、起業家、投機家や発明家が増えるのであれば、経済は活気を帯びるが、危険回避者が多ければ、経済活動は沈滞するかもしれない。また、同じ危険愛好家でも、非生産的なギャンブラーばかりが増えるのであれば、供給能力は悪化するであろう。

ここで、3つのことを指摘する必要があるだろう。一つ目は、生産的で起業家精神に溢れた人々が一層のリスクテイクに挑戦するような状況が望ましいか、ひたすら危険を回避し、経済的繁栄に価値を置かないことを重視するか、または人生をサイコロに見立てたギャンブラー達が浮沈を繰り返す享乐的な社会が望ましいと考えるかは、全く人々の価値観次第だということである。二つ目は、たとえば社会が、発明家や起業家が活躍の場を広げるような、生産的な経済の実現を望む場合には、その価値観を奨励したり、人々の行動をその方向に誘導するような、補助的な政策が必要とされる場合があるように思われる。このような政策は、リバタリアンの望むところではないだろうが、もし人々が基本所得の導入された社会がローマ市民のパンとサーカ

スの社会と同様なものとなることを避けたいのであれば、パターナリスティックなあるいはコミュニタリアン的な政策が必要かもしれない。しかしながら、三つ目は、たとえば危険愛好者が健全な投機家なのか、反社会的なギャンブラーなのかを完全に見分けることはおそらく原理的に不可能であるし、危険回避者についても同様の問題があろう。

3 検討されるべき課題

基本所得の制度は、国家の役割を最小化するものであり、多くの論者を惹き付けている。しかしながら、本稿が部分的に明らかにしたように、種々の問題点も内包している。

多くの論者が触れないことであるが、現実の社会福祉においては、パターナリスティックな対応が行なわれている。金銭の給付だけでは解決しない問題が多くあり、現場の公務員などが裁量的に私生活に踏み込んで行かなければならないことも多い⁹。

また、基本所得制度が、必ずしも貧困を解消するわけでないことは、次のような例からも指摘できる。基本所得を担保とした融資を禁ずるなら、人々の消費生活や経済活動は非常に不便であろうから、基礎消費を担保とした融資を禁ずる理由はないであろう。しかし、生涯の安定した所得である基礎消費を担保とした融資は、かなり高額であり得るため、たとえば病気、事故、浪費、マクロ経済の読み誤りなどによって、返済計画の履行が不可能になったときに、利払いも含めて巨額の負債を背負う可能性がある。ここから貧困が生じることになる。極端なリバタリアンの立場からは、これも自己責任ということになるかも知れないが、リバタリアンのコン

8 この簡単なモデルでは、労働時間の選択を考慮しないため、基本所得の導入により余暇の価値が変化することは考慮されていないことは大きな欠陥であろう。

9 たとえば、ケースワーカーの業務の実態については、三矢(1996)を見よ。

センサスが得られないとするなら、非リバタリアン的な個別の状況に応じた裁量的できめ細かい対応が必要となろう。

基本所得政策の同様の問題には、労働時間短縮に関して既に触れたが（第 2.3 節）、このように貧困対策についても基本所得制度は完璧ではなく、その他の問題についても補助的政策が必要であろう¹⁰。

4 まとめ

本稿においては、第 1 に、基本所得の導入によって労働供給が減少する場合について、当然のことながら、資本量が可変的であるような長期においては、所得の減少が起こること、また貯蓄率が低下するであろうから、長期的には資本労働比率が低下するため、労働供給の減少以上の所得の減少が生ずることを指摘した。

第 2 に、短期的に生産要素が不完全稼働となっている場合には、資本集約的な産業と労働集約的な産業とからなる 2 部門モデルを用いて、完全雇用状態において基本所得をした場合には、長期均衡と同様の結論が得られるが、失業が存在する下では、労働供給の減少を通して、いわば見かけ上であるが、基本所得は失業を減少させることを明らかにした。この場合には、基本所得は所得を低下させない。もし労働時間短縮を促すなど政府、企業あるいは労働組合などの政策があれば、雇用数の確保と労働時間短縮の両立させる、いわゆるワーク・シェアリングを推進することも可能だろう。

第 3 に、労働供給とリスクの関係について試論を示した。基本所得が労働供給態度に与える影響については、一層の考察が必要であろう。しかし、同時に理論的に決着のつく問題よりは、実証研究の積み重ねが必要な問題

の多いことも明らかだろう。

以上から、基本所得政策については、これらの問題点を踏まえた一般均衡モデルによる分析がさらに必要であることと、個別の政策目標に対して、補助的な政策と基本所得との相乗効果についての実証的および理論的研究が必要であるという、2 点を確認して小論を閉じることとしたい。

5 文献

- ゲッツ・W.・ヴェルナー (2007) 『自由と保障—ベーシック・インカム論争』(渡辺一男/小沢修司訳) 現代書館
- 萱野稔人他編 (2007) 『VOL 02』以文社
- 後藤玲子/吉原直毅 (2004), 「『基本所得』政策の規範的経済理論: 「福祉国家」政策の厚生経済学序説」『経済研究』55: 230-244.
- トニー・フィッツパトリック (2005) 『自由と保障—ベーシック・インカム論争』(武川正吾/菊地英明訳) 勁草書房
- 三矢陽子 (1996) 『生活保護ケースワーカー奮闘記—豊かな日本の見えない貧困』ミネルヴァ書房
- 山森亮 (2009) 『ベーシック・インカム入門』光文社
- Bruno Van der Linden(2002) "Is Basic Income a Cure for Unemployment in Unionized Economies?: A General Equilibrium Analysis", ANNALES D' ECONOMIE ET DE STATISTIQUE. N° 66.

10 ティンバーゲンの定理を持ち出すまでもなく、多くの政策目標を単一の政策において達成することは原則としてできない。